

兵庫県高齢者生活協同組合 高齢者生協ケアステーションひらの
指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、生協法人兵庫県高齢者生活協同組合（以下「高齢者生協」という。）が開設する高齢者生協ケアステーションひらの（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次の援助を行うものとする。

- （1）入浴、排せつ及び食事等の介護
- （2）調理、洗濯及び掃除等の家事
- （3）生活等に関する相談及び助言
- （4）その他の生活全般にわたる援助

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的な指定居宅介護等の提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称
高齢者生協ケアステーションひらの
- （2）所在地
神戸市兵庫区下三条町 8-20

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）
- （2）サービス提供責任者 介護福祉士 4名（常勤職員3名・内1名管理者兼務、非常勤1名）
- （3）従業者 9名（サービス提供責任者4名含む）

2 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

3 サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護・重度訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする。

4 従業者は、居宅介護・重度訪問介護計画に基づき居宅介護等の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から翌1月3日までは除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から翌1月3日までは除く。

(3) サービス提供時間

午前9時から午後6時までとする。

(4) 上記の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画・重度訪問介護計画作成

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 重度訪問介護(重度の肢体不自由者であって常時介護を有する者に対して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。)

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第7条 居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から障害者自立支援法(以下「法」という。)第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 前2項のほか、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、事業所から利用者宅の往復距離について、片道1キロメートルにつき20円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、兵庫区・中央区とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 居宅介護等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 居宅介護等の提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(主たる対象者)

第10条 事業所指定居宅介護等の主たる対象者は、次のとおりとする。

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者

(虐待の防止のための措置)

第10条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待の防止に関する担当者を選定する。

3 成年後見制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

4 苦情解決体制を整備する。

5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書そ

の他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した居宅介護等に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年12回

（その他運営についての重要事項）

第15条 事業所は、利用者に対し適切な居宅介護等を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日より5年間保存しなければならない。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は生協法人兵庫県高齢者生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第16条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

- 1 この規程は、令和元年 12 月 26 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。